平成２６年（フ）第７８２号
埼玉県上尾市大字瓦葺2432番地28
債務者　三澤ひとみ（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成26年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第３５３号
埼玉県春日部市六軒町120番地２
債務者　尾藤　真司
1　決定年月日時　平成26年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月29日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第３５８号
埼玉県越谷市大字恩間839番地５
債務者　鈴木　雅之
1　決定年月日時　平成26年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月29日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第３６１号
埼玉県八潮市大字伊草377番地　伊草団地10号棟404号室
債務者　小田島辰耶
1　決定年月日時　平成26年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月29日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第３６５号
埼玉県春日部市千間１丁目87番地　コスモシティ千間台201
債務者　鈴木まどか
1　決定年月日時　平成26年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月29日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第２３１号
埼玉県熊谷市末広４丁目13番15号　Ｋハイツ Ⅱ102号、旧住所埼玉県本庄市児玉町児玉1584番地13
債務者　佐々木修一
1　決定年月日時　平成26年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月29日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第７２号
大阪府岸和田市吉井町３丁目28番15―309号
債務者　松山　泰子
1　決定年月日時　平成26年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月29日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第３０４号
大阪府岸和田市磯上町６丁目９番30号セジュールリセＡ棟203号、前住所大阪府岸和田市磯上町１丁目10番28―105号
債務者　白山　賢太
1　決定年月日時　平成26年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月29日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第３８３号
大阪府和泉市肥子町２丁目９番27―1014号
債務者　河野　晴子
1　決定年月日時　平成26年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月29日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第１５０号
佐賀市多布施３丁目13番27号
債務者　野田三八子
1　決定年月日時　平成26年８月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月29日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１７３号
佐賀県三養基郡みやき町大字原古賀2587番地１　メゾンドールＳＵＮ102号
債務者　端山富美子
1　決定年月日時　平成26年８月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月29日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３５５６号
大阪市北区中崎３丁目４番25―804号
債務者　原田　成美（旧姓高森）
1　決定年月日時　平成26年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月21日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３５７０号
大阪府東大阪市中小阪５丁目10番19号ソレアード三貴306号
債務者　岡本　葉子
1　決定年月日時　平成26年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月７日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３２号
長崎県雲仙市千々石町甲１番地
債務者　宮本　淳子
1　決定年月日時　平成26年９月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月17日午前10時
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２６年（フ）第１２１３号
横浜市瀬谷区相沢３丁目11番地13
債務者　丸山　まみ
1　決定年月日時　平成26年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月31日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１３３９号
神奈川県藤沢市大庭5586番地の２　クレストール202
債務者　三和田友子（旧姓木村）
1　決定年月日時　平成26年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月31日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１３７２号
神奈川県藤沢市湘南台２丁目７番地の６　イザワビル303
債務者　中川　秀美
1　決定年月日時　平成26年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月31日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部